

# 宮崎県立都城農業高等学校いじめ防止基本方針（令和5年度版）

## はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっており、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月には「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されました。本校基本方針は、それらを受け、全ての教職員が生徒と共にいじめの未然防止やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に取り組むことを目的として策定するものです。

## 目次

- 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項（p1）
  - 1 いじめの定義
  - 2 いじめの防止等に向けての基本姿勢
  
- 第2 いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた指導・支援に関する事項（p2～4）
  - 1 いじめの未然防止に関する事
  - 2 いじめの早期発見に関する事
  - 3 いじめの解決に向けた指導・支援に関する事
  - 4 その他の留意事項
  
- 第3 年間を見通した「いじめ防止プログラム」（p4）
  - 1 いじめの防止のための措置（年間計画）
  - 2 「いじめ」早期発見の措置計画（年間計画）
  
- 第4 「いじめ」早期発見につながるサイン（p5～6）
  - 1 いじめられた生徒のサイン
  - 2 いじめた生徒のサイン
  - 3 教室でのサイン
  - 4 家庭でのサイン
  
- 第5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）（p6）
  
- 第6 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント（p7～8）

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等に向けての基本姿勢

- ① いじめは決して許されない行為であることについて生徒や保護者への周知を図る取り組みに努めます。
- ② いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。
- ③ どの子にもどの学校でも起こりうることを踏まえて万全の体制で臨みます。
- ④ 生徒と共にいじめの一扫を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決のための指導・支援に取り組みます。

### (1) 校内組織

いじめ防止やいじめ対応を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。  
委員会は年間を通して生徒の現状把握や情報交換に努め、教頭により召集・開催します。

〔構成員〕 教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、保健主事、関係学年主任、

関係学科主任、関係 HR 正副担任、その他

### (2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ② 年間指導計画の作成
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ 調査結果・報告等の情報の整理・分析
- ⑤ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ⑥ 要配慮生徒への支援方針決定
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みや対応状況の確認と見直し

### (3) 具体的な取り組み

- ① いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた指導・支援に関する取り組み
- ② 「いじめ防止プログラム」について（p 3）
- ③ 「いじめ」早期発見につながるサイン（p 4）
- ④ いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）（p 5）

### (4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校や地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### (5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでは解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行います。

### (6) 重大事態への対応

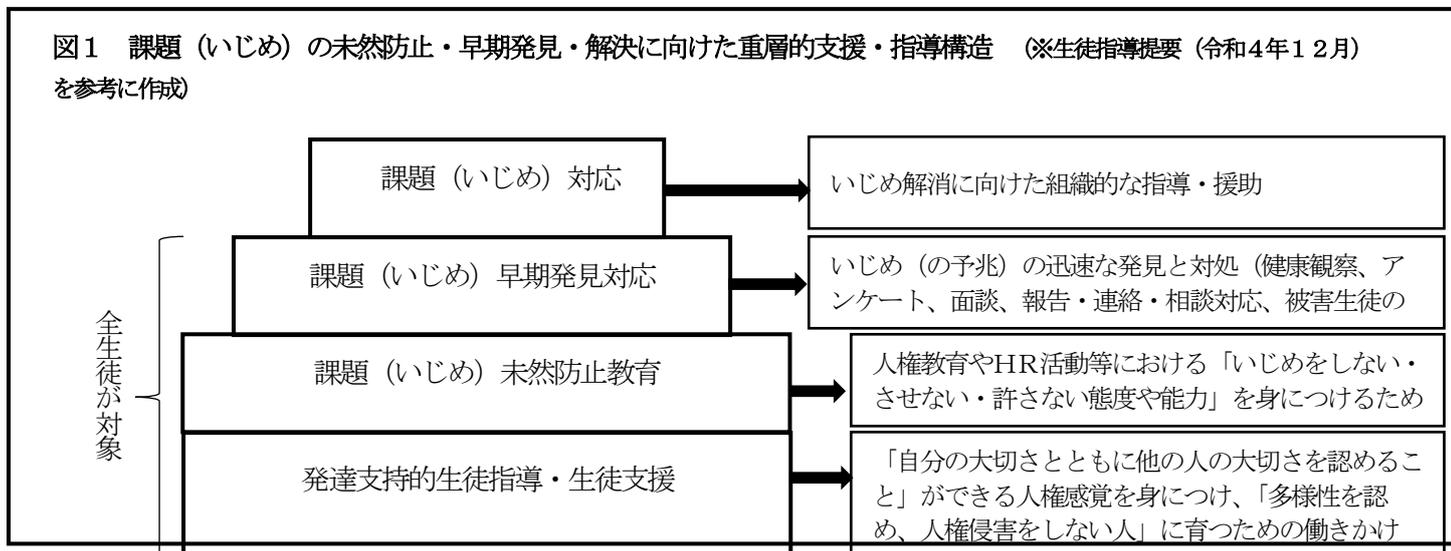
校長は県教育委員会に報告するとともに、設置される重大事態調査のための組織に協力します。

**(7) 基本方針の点検と必要に応じた見直し**

- ① 国や県の動向、本校の現状を勘案して基本方針を見直し必要な措置をとります。
- ② 基本方針については本校のホームページ上で公表します。

**第2 いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた指導・支援に関する事項**

図1 課題（いじめ）の未然防止・早期発見・解決に向けた重層的支援・指導構造（※生徒指導提要（令和4年12月）を参考に作成）



**1 いじめの未然防止に関すること** = [発達支持的生徒指導・生徒支援] [課題（いじめ）未然防止教育]

**(1) いじめ防止のための取り組み**

- ① 全ての生徒を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図ります。
- ② 教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、人間性や社会性を育てます。
- ③ 生徒が授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。

**(2) 具体的な活動**

- 〔生徒主体〕 ① 異学年交流の実施 ② HRでの話し合い活動等の実施
- ③ ボランティア活動の推進 ④ いじめ防止等についてのアピール活動

動

- 〔教職員主体〕 ① わかる授業の展開、授業研修会の実施 ② 誰でもどこでも誰にでも相談できる体制作り
- ③ 人権教育や情報モラル教室の実施 ④ 学校公開の実施

⑤ 保護者対象の各種研修会の案内

**2 いじめの早期発見に関すること** = [課題（いじめ）早期発見対応]

**(1) いじめの早期発見のための取り組み**

- ① 教職員は、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やSOSのサインを見逃さないようにし、教職員間の情報共有を図ります。
- ② アンケートや面談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ③ いじめの相談は、生徒や保護者の希望する教職員が対応できる体制を構築します。相談先に悩む場合は、教育相談担当職員が窓口となり対応します。相談窓口については、集会やPTA総会等で周知します。

**(2) 具体的な活動**

- ① 教育相談週間の設定
- ② いじめ相談窓口の周知
- ③ 学校生活アンケートの実施(年3回)
- ④ 県下一斉アンケートの実施(年1回)
- ⑤ 会議等での情報の共有
- ⑥ 進級時の情報の引き継ぎ
- ⑦ 過去のいじめ事例の蓄積
- ⑧ 校内研修の実施

### 3 いじめの解決に向けた指導・支援に関すること = [課題(いじめ)対応]

#### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの行為を目撃した教職員は、その場でいじめの行為をやめさせます。
- ② いじめの発見・通報を受けた教職員は、生徒指導主事(又は「いじめ不登校対策委員会の委員」)及び管理職に速やかに報告し、管理職は県教育委員会に報告します。
- ③ 初期対応は、被害生徒を守ることを最優先に対応します。被害の拡大防止と事実確認を丁寧に行います。被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行います。

#### (2) 情報の共有

上記(1)③の報告があった場合は、「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有します。

#### (3) 調査・事実関係の把握

- ① 調査の方針は、「いじめ不登校対策委員会」で決定します。
- ② 調査の時点で、さらに重大事態であると判断された場合、随時県教育委員会へ報告し、連携をとります。

#### (4) 解決に向けた指導・支援

- ① 事実関係の把握後、被害生徒のニーズを確認したうえで、「いじめ不登校対策委員会」で指導及び支援の方針を決定します。その際、関係生徒への成長支援の観点から対応を協議し、決定します。
- ② 指導及び支援の方針に変更等が必要な場合には、随時「いじめ不登校対策委員会」で決定します。
- ③ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時・適切な情報の共有を図ります。
- ④ 専門的な支援等が必要な場合には、県教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件と共に他の事情も勘案して判断します。
  - (要件1) ア. いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
    - イ. この相当の期間とは 少なくとも3ヶ月を目安としますが、いじめ被害の重大性等からさらに長い期間を設定する場合があります。全教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視します。
  - (要件2) いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめに関わる行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認します。

### 4 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年・学科及び学校全体で組織的に対応するために、「いじめ不登校対策委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソー

シャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施します。

### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組めるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検・充実

いじめの実態把握等、学校の取り組み状況を点検するとともに、県教育委員会作成の「教師向けの生徒指導資料」、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」等を活用し、学校におけるいじめ防止等の取り組みの充実を目指します。

### (5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さをよびかける活動等のいじめ防止の取り組みを充実させます。

### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行います。

- ① 教育委員会との連携 …… 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整
- ② 警察との連携 …… 心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 専門家・専門機関との連携 …… スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、生徒の家庭生活の把握・支援
- ④ 医療機関との連携 …… 精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言

### (8) 重大事態への対応

① いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力します。

ア. 生命・心身・財産重大事態（生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合）

→生徒が自殺を企図した場合、精神性疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、高額金品を奪われた場合等

イ. 不登校重大事態（生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合）

→ 年間の欠席が30日程度以上の場合 ※ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

② 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係に

ついて、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明を行います。

### (9) 検証と見直し

PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で定めた期間の終わりには「取り組み評価」を実施し、その結果を踏まえて検証します。また、現状や課題等に応じて普段から定期的な改善や見直しに努めます。

## 第3 年間を見通した「いじめ防止プログラム」

いじめの未然防止や早期発見を学校全体で組織的かつ計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、

年間の計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組めます。

| いじめ防止のための措置           |      |                        |          |
|-----------------------|------|------------------------|----------|
| 〈生徒主体の活動〉             |      | 〈教職員主体の活動〉             |          |
| 項目                    | 時期   | 項目                     | 時期       |
| ① 異学年交流の実施            | 通年   | ① わかる授業の展開 ・ 授業研修会の実施  | 通年 ・ 年1回 |
| ② HRでの話し合い活動等の実施      | 通年   | ② 誰でもどこでも誰にでも相談できる体制作り | 通年       |
| ③ ボランティア活動の推進         | 通年   | ③ 人権教育の実施              | 学期1回     |
| ④ いじめ防止等についてのアピール活動   | 集会時  | ④ 情報モラル教室の実施           | 年1回      |
|                       |      | ⑤ 学校公開の実施              | 2学期      |
|                       |      | ⑥ 保護者対象の各種研修会の案内       | 通年       |
| いじめ早期発見の措置 〈教職員主体の活動〉 |      |                        |          |
| 項目                    | 時期   | 項目                     | 時期       |
| ① 教育相談週間の設定           | 年3回  | ⑤ 会議での情報共有             | 通年       |
| ② いじめ相談窓口の周知          | 通年   | ⑥ 進級時の情報引継ぎ            | 3月 4月    |
| ③ 学校独自のアンケート実施        | 学期1回 | ⑦ 過去の事例の蓄積             | 通年       |
| ④ 県下一斉アンケートの実施        | 年1回  | ⑧ 校内職員研修の実施            | 4月       |

## 第4 「いじめ」早期発見につながるサイン

**1 いじめられた生徒のサイン** いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。  
 複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場面           | サイン   |
|--------------|---|
| 登校時<br>朝のSHR | ア) 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>イ) 教職員と視線が合わず、うつむいている。<br>ウ) 体調不良を訴える。<br>エ) 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。<br>オ) 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。                |
| 授業中          | ア) 保健室・トイレに行くようになる。<br>イ) 教材等の忘れ物が目立つ。<br>ウ) 机周りが散乱している。<br>エ) 決められた座席と異なる席に着いている。<br>オ) 教科書・ノートに汚れがある。<br>カ) 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等        | ア) 弁当にいたずらをされる。<br>イ) 昼食を教室の自分の席で食べない。<br>ウ) 用のない場所にいることが多い。<br>エ) ふざけ合っているが表情がさえない。<br>オ) 衣服の汚れ等がある。<br>カ) 一人で清掃している。                    |
| 放課後等         | ア) 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>イ) 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。<br>ウ) 一人で部活動の準備、片付けをしている。   |

2 いじめた生徒のサイン いじめた生徒に気づいたら、積極的に生徒とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サイン |  |
|-----|--|
|     | ア) 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>イ) ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>ウ) 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>エ) 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 |

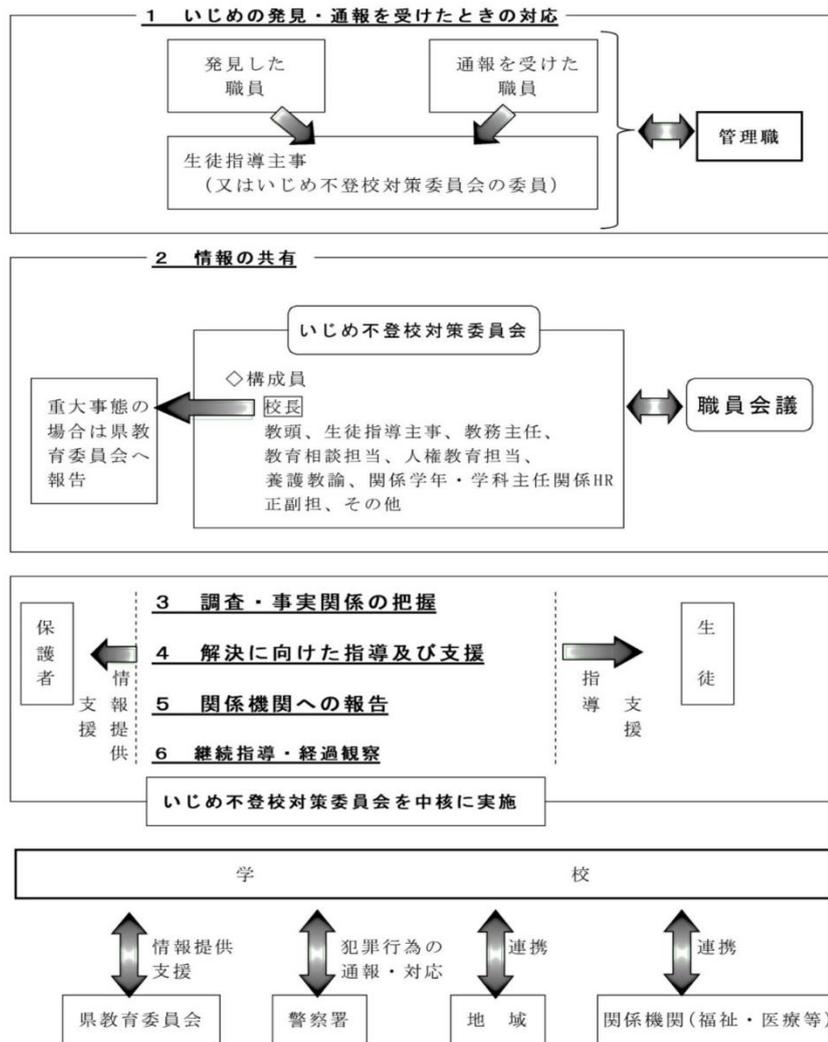
3 教室でのサイン

| サイン |   |
|-----|---|
|     | ア) 嫌なあだ名が聞こえる。<br>イ) 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。<br>ウ) 何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br>エ) 筆記用具等の貸し借りが多い。 |
|     | ア) 壁等にいたずら、落書きがある。<br>イ) 机や椅子、教材等が乱雑。黒板、机の落書き（誹謗中傷表現）。                                  |

4 家庭でのサイン 以下のサインが見られたら、学校との連携を保護者をお願いする。

| サイン |  |
|-----|--|
|     | ア) 学校や友人のことを話さなくなる。<br>イ) 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。<br>ウ) 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br>エ) 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br>オ) 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br>カ) 不審な電話やメールがある。<br>キ) 遊ぶ友達が急に変わる。<br>ク) 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
|     | ア) 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br>イ) 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br>ウ) 登校時刻になると体調不良を訴える。<br>エ) 食欲不振・不眠を訴える。   |
|     | ア) 学習時間が減る。イ) 成績が下がる。  |
|     | ア) 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br>イ) 自転車がよくパンクする。<br>ウ) 家庭の品物、金銭がなくなる。<br>エ) 大きな額の金銭を欲しがる。   |

## 第5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



## 第6 学校

### 1 いじめ防止のための措置

|          |   |
|----------|---|
| 全教職員     | ① 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。<br>② 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。 |
| 養護教諭     | 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。   |
| 生徒指導担当教員 | ① いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。<br>② 日頃から関係機関等に定期的に連絡をとり、情報交換や連携に取り組む。  |
| 管理職      | ① 集会等で校長がいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。<br>② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進等に計画的に取り組む。<br>③ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。<br>④ いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。       |

## 2 早期発見のための措置

|              |   |
|--------------|---|
| 全教職員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。</li> <li>② 休み時間や放課後の生徒との雑談等を活用し、交友関係や悩みを把握する。</li> <li>③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。</li> </ul> |
| 養護教諭         | 保健室を利用する生徒との雑談などで、生徒の様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。   |
| 教育相談<br>担当教員 | 定期的ないじめに関するアンケートを実施・分析し、いじめ不登校対策委員会に問題提起する。   |
| 生徒指導<br>担当教員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。</li> <li>② 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知する。</li> <li>③ 校内巡視や校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。</li> </ul>                   |
| 管理職          | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。</li> <li>② 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。</li> </ul>                               |

## 3 いじめに対する措置

### (1) 情報を集める

|      |  |
|------|--|
| 全教職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。<br/>(暴力を伴う場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。)</li> <li>② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。</li> <li>③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに生徒指導主事（もしくは「いじめ不登校対策委員会」の委員）と管理職に報告する。</li> <li>④ 発見・通報を受けた場合は、関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。<br/>その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。</li> <li>⑤ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。</li> </ul> |
|------|--|

### (2) 指導・支援体制を組む

|                 |  |
|-----------------|--|
| いじめ不登校<br>対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。</li> <li>② いじめられた生徒とその保護者、いじめた生徒とその保護者への対応を協議する。</li> <li>③ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等を検討する。</li> <li>④ 些細な兆候でも、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。</li> <li>⑤ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。</li> <li>⑥ 現状を常に把握し、適宜、指導・支援体制を修正し、「いじめ不登校対策委員会」でより適切に対応する。</li> </ul> |
|-----------------|--|

### (3) 生徒への指導・支援を行う

※ 「いじめ不登校対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

|                      |  |
|----------------------|--|
| いじめられた生徒<br>に対応する教職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① いじめられた生徒やいじめを相談した生徒の安全を確保し、不安を取り除く。</li> <li>② いじめられた生徒が信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。</li> <li>③ いじめられた生徒の自尊感情を高めるよう留意する。</li> </ul> |
|----------------------|--|

|                    |   |
|--------------------|---|
| いじめた生徒<br>に対応する教職員 | <p>① いじめた生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導をおこなう。</p> <p>② 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。</p> <p>③ いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察署等）とも連携して対応する。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。</p> <p>④ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、適切な方法で発散できる力を育む。</p> |
| 全教職員               | <p>① いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。</p> <p>② いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。</p> <p>③ はやしたてるなど同調していた生徒には、それらはいじめに加担する行為であることを理解させる。</p>  |
| いじめ不登校<br>対策委員会    | <p>① 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応が困難な場合のサポート体制を整えておく。</p> <p>② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。</p>   |

#### (4) 保護者と連携する

|                   |  |
|-------------------|--|
| 学級担任を含む<br>複数の教職員 | <p>① 家庭訪問等により、事実関係を伝えるとともに、今後の学校と家庭の連携について話し合う。<br/>(いじめられた生徒の保護者に対しても、いじめた生徒の保護者に対しても、両方とも実施する。) なお、家庭訪問等については、学級担任を中心に複数の教職員で対応する。</p> <p>② いじめられた生徒を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を取り除く。</p> <p>③ 事実確認の聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。</p> |
|-------------------|--|